

## 審 査 基 準 整 理 票

処分名	指定第1号事業者の指定		
根拠法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）		（条項）第115条の45の5
基準法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）		（条項）第115条の45の5
所管部署	健康福祉部（局） 福祉指導監査課（室）		
標準処理期間	60	日	法定処理期間
			日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・掲載図書等【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>参 考</p> <p>[根拠法令]</p> <p>介護保険法 (指定事業者の指定)</p> <p>第百十五条の四十五の五 第百十五条の四十五の三第一項の指定(第百十五条の四十五の七第一項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに行う。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。